

改正個人情報保護法施行

令和4年4月より

改正要点

- ①データ活用促進のための改正
- ②権利保護強化のための改正
- ③事業者の責務の追加
- ④企業の特定分野を対象とする認定団体制度を新設

改正法では個人情報取扱事業者の個人情報の不適正な利用の禁止義務が明文化されました。

措置命令違反、報告義務違反、個人情報データベース等の不正流用をした個人及び法人に対する罰則が重くなりました。

措置命令に違反した個人に対しては、「6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に、報告義務違反に対しては「30万円以下の罰金」から「50万円以下の罰金」に強化されました。

また、法人に対する罰金刑は旧法では個人同じでしたが、改正法では措置命令違反と個人情報データベース等の不正流用については「1億円以下」に引き上げられました。

凶悪マルウェア

「EMOTET(エモテット)」

Q.どうやって入ってくるの？

A.今多い侵入方法は「メール」です。今までのウイルス付きメールは、「知らないところ」からのメールだったので、検知しやすくなりました。
「EMOTET」は「知り合いに偽装」した方法なので検知しにくくなり、巧妙に添付されたウイルスファイルを開かせようとします。
次に多いのはインターネットを開いたページ内の「広告」から侵入する方法です。これは一部のセキュリティソフトではブロックできません。

Q.どうなっちゃうの？

A.今後様々なウイルス・スパイウェア・マルウェア・ランサムウェア・アドウェア等に狙われる可能性が高くなります。それらによって、勝手に名前が使われたウイルスばら撒きや、他企業サイバー攻撃へ加担させられる場合も少なくありません。
中には「身代金要求型ファイルロック」タイプのウイルスも出回っており、どれも近年で急増しています。
また、これらは将来落ち着くということではなく、エスカレートします。

罰則強化による罰金もさることながら、 一番大きい影響は

「企業としての信用」が傷つき、 関係取引先企業・顧客が離れてしまう ことです。

その損失は金額では測りきれません。

これらの脅威から大切な企業を守るには…



Check Pointによる常時メール・ネットワーク監視環境を導入し、安全安心な企業活動を！

ローカルネットワークの通信全てを監視し、異常時には即お知らせ。定期的なセキュリティレポートでより安心に。

更なるお勧めはセキュリティソフト「ESET」による個別防御です！



インターネット・メールサーバー

